

改正

平成27年6月30日条例第25号

鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき、特定教育・保育及び特定地域型保育に関する利用者負担等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例における用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法の定めるところによる。

(利用者負担額)

**第3条** 特定教育・保育又は特定地域型保育の利用者負担額（鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鴻巣市条例第32号）第13条第1項に規定する利用者負担額及び同条例第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、次に掲げる額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者 別表第1に掲げる額
- (2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの支給認定保護者 別表第2に掲げる額

(利用者負担額の減免)

**第4条** 市長は、特別な理由があると認めるときは、前条の利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(市立保育所における利用者負担額の納付)

**第5条** 市立保育所（鴻巣市保育所設置及び管理条例（昭和31年鴻巣市条例第26号）別表に規定する保育所をいう。次条において同じ。）において保育の提供を受けた支給認定子どもの支給認定保護者は、利用者負担額として、別表第2に掲げる額を市長に納付しなければならない。

(市立保育所における時間外保育料の納付)

**第6条** 市立保育所において時間外保育の提供を受けた支給認定子どもの支給認定保護者は、時間外保育料として、別表第3に掲げる額を市長に納付しなければならない。ただし、別表第2に規

定する階層区分がA又はBの者の時間外保育料については、無料とする。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、利用者負担等に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成27年7月1日から施行する。

**附 則** (平成27年6月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

**別表第1** (第3条関係)

教育標準時間認定(1号認定)利用者負担額表

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額
階層区分	定義			(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			円 0
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯又は市町村民税が均等割の額のみ在世帯			2,400
C	1	当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	15,500
	2		77,101円以上 211,200円以下	20,000
	3		211,201円以上	25,200

備考

- この表において「市町村民税所得割課税額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第37条の2、第37条の3、第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の19及び第48条の9の2の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

- 2 4月から8月までの利用者負担額にあつては、前年度分の市町村民税所得割課税額によるものとする。
- 3 同一世帯に小学校3年生までの兄又は姉を有する場合には、当該兄又は姉から数え、年齢の高い順に2人目の支給認定子どもに係る利用者負担額は半額とし、3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は無料とする。

**別表第2**（第3条、第5条関係）

保育認定（2号認定及び3号認定）利用者負担額表

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）					
階層区分	定義	2号認定		3号認定			
		3歳以上児		3歳未満児			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0		
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0		
C	当該年度分の市町村民税が均等割の額のみ在世帯	4,800	4,700	6,900	6,700		
D	1	当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する	15,000円未満	5,700	5,600	7,800	7,600
	2	15,000円以上35,000円未満	6,800	6,600	8,900	8,700	
	3	35,000円以上56,000円未満	7,700	7,500	9,900	9,700	
	4	56,000円以上64,800円未満	9,000	8,800	11,300	11,100	
	5	64,800円以上74,400円未満	11,100	10,900	13,400	13,100	
	6	74,400円以上97,000円未満	15,100	14,800	16,900	16,600	
	7	97,000円以上114,000円未満	18,800	18,400	22,600	22,200	
	8	114,000円以上134,400円未満	19,900	19,500	29,300	28,800	

9	世帯	134,400円以上154,800円未満	20,100	19,700	36,000	35,300
10		154,800円以上169,000円未満	20,400	20,000	41,000	40,300
11		169,000円以上194,100円未満	20,400	20,000	44,000	43,200
12		194,100円以上214,500円未満	21,200	20,800	48,000	47,100
13		214,500円以上273,100円未満	23,000	22,600	51,000	50,100
14		273,100円以上333,100円未満	24,000	23,500	53,000	52,000
15		333,100円以上	25,200	24,700	55,000	54,000

備考

- この表において「3歳以上児」とは年度の初日の前日において3歳以上である子どもをいい、「3歳未満児」とは年度の初日の前日において3歳未満である子どもをいう。
- この表において「保育標準時間」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する保育必要量の区分が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいい、「保育短時間」とは同項に規定する保育必要量の区分が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。
- この表において「市町村民税所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算す場合には、同法第37条の2、第37条の3、第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第5項、地方税法施行令第7条の19及び第48条の9の2の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 4月から8月までの利用者負担額にあつては、前年度分の市町村民税所得割課税額によるものとする。
- 同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合には、当該小学校就学前子どもの年齢の高い順から2人目の支給認定子どもに係る利用者負担額は半額とし、3人目以降の支給認定子どもに係る利用者負担額は無料とする。

別表第3（第6条関係）

区分	時間外保育料
午前7時から午前7時30分まで	月額1,800円

午後 6 時30分から午後 7 時まで	月額1,800円
特別な事情による一時的な利用	10分当たり 50円